

<入会規約>

- 会費の納入方法は、それぞれのコースにより異なります。月会員は原則、銀行自動引落（毎月 20 日引落し）、その他会員は現金または QR コード決済、銀行振込となります。
 - 会費は稽古参加の有無にかかわらず納入していただきます。
 - グループ稽古の新規クラスは 2 名より開講させていただきます。また、グループ稽古でクラス人数が 1 名となった場合、稽古時間の短縮を適用いたします。（40 分稽古の場合；1 名は 30 分）
 - 稽古に来られない月は、前月末日までに休会届を本部道場事務所までご提出ください。休会費で継続ができます。なお、諸手続きに必要な書類は本部道場にございます。
 - 休会は原則 3 カ月以内とし、復帰される月から引落しを再開いたします。
 - 万一退会される場合は前月末日までに退会届を書面にて提出してください。
- 休会、退会の届けがない場合は、会費の請求が継続します。
- 一旦納入された入会金、会費、その他料金は、いかなる事情があっても返却できませんのでご了承ください。
 - 本道場では、月会員の皆様にスポーツ保険にご加入いただきます。保険料は年間維持費に含まれます。
（その他会員は任意）
 - 稽古中に於けるケガや不慮の事故に関してはスポーツ保険の対象となりえます。

- 道場内の器具、その他の破損、紛失には実費をいただきます。
- 本道場内、または道場行事に於ける盗難、傷害等には一切の責任を負いかねます。
- 本道場内、または道場行事における病気、ケガ、不慮の事故については一切責任を負いかねます。
- 道場生ならびに御父母の皆様（保護者）において、営業行為や会に対する損害を与えるような行為があった場合は退会していただく場合があります。
- 道場からのお知らせ（休講情報・審査情報・イベント等のお知らせ）はすべてホームページの「会員用掲示板」、またはLINE 掲示板から配信されますので、必ずご確認ください。
- 週により稽古曜日・時間に変更、または休講になる場合がありますので、必ず稽古スケジュールを確認するようにしてください。
- 都合により稽古が休講になった場合には、その稽古の振替えは行いませんのでご了承ください。